

内閣参質二〇一第七七号

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症の流行に伴いアルコール消毒液を大量に扱うこととなった事業者等に対する火災予防行政上の注意喚起等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症の流行に伴いアルコール消毒液を大量に扱うこととなった事業者等に対する火災予防行政上の注意喚起等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「二十リットル等の大型容器での出荷を要請し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、容器の容量にかかわらず、局方薬品協議会、日本OTC医薬品協会及び日本医薬品卸売業連合会に対して、「新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う消毒薬等の安定供給について」（令和二年二月十二日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）を発出し、消毒用エタノール等の増産を図る等の措置を依頼したところである。

また、「アルコール消毒液を利用する事業者等には、現場での移し替え・噴霧容器再利用を要請」した事実はないが、厚生労働省においては、都道府県等に対して、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて」（令和二年二月二十八日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課及び医政局経済課事務連絡）等を発出し、イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと等を

示したところである。

お尋ねの「火災予防策」の啓発については、消防庁において、都道府県等に対して、「消毒用アルコールの安全な取扱い等について」（令和二年三月十八日付け消防庁危険物保安室長通知）を発出し、消毒用アルコールの取扱いについて、火災予防上の一般的な注意事項を管内の事業者等へ周知するよう依頼したところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

二について

お尋ねの「火災予防条例への対応」については、一についてでお答えした通知により、都道府県等に対して、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）や火災予防条例に基づく手続等に関し、管内の事業者への注意喚起を併せて依頼したところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。